

## 令和7年度 仙台市障害者施策推進協議会（第3回）議事録

1 日 時 令和8年3月18日（水曜日）18：30～20：30

2 場 所 オンワード樫山仙台ビル 10階ホール

3 出 席 三浦（剛）委員，佐藤委員，大志田委員，小野委員，鑑委員，鹿野委員，佐々木（洋）委員，佐々木（寛）委員，柴田委員，高橋（勝）委員，高橋（芳）委員，高橋（秀）委員，高橋（美）委員，早坂委員，三浦（か）委員，柳委員

※欠席：伊藤委員，菅原委員，西尾委員，山下委員

[事務局]水野障害福祉部長，都丸障害者相談支援担当部長，坂井障害企画課長，永廣障害福祉サービス調整担当課長，穴戸障害者支援課長，佐藤障害者支援課担当課長，高橋障害福祉サービス指導課長，井上障害者総合支援センター所長，林精神保健福祉総合センター所長，薦森北部発達相談支援センター所長，成見北部発達相談支援センター地域支援担当課長，五十嵐南部発達相談支援センター所長，伊藤青葉区障害高齢課長，小林宮城野区障害高齢課長，郷古若林区障害高齢課長，中川泉区障害高齢課長，鈴木宮城総合支所障害高齢課長，内藤企画係長，前田社会参加係長，黒石主任，安部主事，菊地主事，森主事，木皿主事，久保田主事

ほか傍聴者2名

### 4 内 容

#### （1）開 会

#### （2）委員挨拶

#### （3）会長挨拶

会 長 こんばんは。年度末のお忙しい中お集まりいただきまして，どうもありがとうございます。ございます。

年度末ということもあって，仙台市以外の市町村のお話なんかもいろいろ聞く機会があるんですけども，少し今いろいろ変わってきているところがあるかなというところがあって，1つは，こどものことなんかでは，出生数は必ずしも増えていないんですが，いろいろ困り事が増えていきますよね。いわゆる障害のあるこどもとして認知されてこなかったんだけど，いろいろな問題が集団の中で出てきたりとかという，そういうこどもたち，気になるこどもたちの問題がだんだん大きくなってきたりとか，今度，就労支援のレベルになると，手帳は持っていないんだけど，いろいろな困り事がすごくあったり，県立の普通科の高校の卒業生なんだけどもなんていうような話がたくさん出てくるような，本当に新しい課題というものに直面

## 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

しているときなのかなと思います。

しかし一方、いまだ親亡き後の問題があったりとか、重度の方の日中対応までしなきゃいけないグループホームの話があったりとか、本当に解決しなければいけないのに、まだ解決されていないような問題もたくさんあるかなと思います。

今日は、質的モニタリングのヒアリングの結果報告が中心になろうと思いますので、そのあたり、委員の皆さん、ヒアリングに参加して下さって、いわゆる本当に質の部分、あまり数値なんかで表面的には出てこないような部分について議論ができればいいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 三浦会長、ありがとうございました。  
(内藤係長) それでは、ここからの進行は会長に進めていただきます。

### (4) 議事録署名人指名等

#### (1) 定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

#### (2) 議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より鹿野委員の指名があり、承諾を得た。

### (5) 議事

#### 協議事項

- (1) 令和7年度仙台市障害者保健福祉計画に係る質的モニタリング（調査）の結果について
- (2) 仙台市障害者保健福祉計画中間評価、仙台市障害福祉計画（第8期）及び仙台市障害児福祉計画（第4期）の策定スケジュール（案）について

#### 報告事項

- (1) 令和7年度仙台市障害福祉関係の主な取組について
- (2) 令和8年度仙台市障害福祉関係の主要事業・予算について
- (3) 令和6年度仙台市障害者差別相談事例について
- (4) パル三居沢の廃止について

#### 協議事項

- (1) 令和7年度仙台市障害者保健福祉計画に係る質的モニタリング（調査）の結果について

会長 それでは、次第の2、議事に入ります。

協議事項(1) 令和7年度仙台市障害者保健福祉計画に係る質的モニタリング（調査）の結果について、事務局からご説明をお願いします。

事務局 障害企画課、坂井でございます。  
(坂井課長) それでは、協議事項(1) 令和7年度仙台市障害者保健福祉計画に係る質的モニ

## 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

タリング（調査）の結果につきまして、ご説明いたします。

資料1-1をご覧ください。

まず1番、調査概要です。質的モニタリングは、仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針に基づき、数値目標等の監視だけでは十分に把握し切れない、本市における障害保健福祉施策等の現状と課題について把握し、今後の障害者施策の改善と向上を図るための資料とするものでございます。

来年度実施いたします中間評価において、後期期間の取組の方向性に反映させるため、今年度と来年度の2か年をかけまして、計画に掲げる5つの基本方針の重点取組ごとに記載の項目について調査を実施するものでして、今年度におきましては、基本方針1, 2, 5について聞き取り調査を実施いたしました。多くのご意見を頂戴いただきましたが、特に参考になるものにつきまして、資料1-2に整理をしております。

続きまして、2番、調査対象です。障害のある方やご家族、関係団体の方々などを対象といたしまして、計15件、42名の方々にご協力をいただきました。下から裏面にかけての表では、基本方針、重点取組ごとの調査対象とその人数を記載しております。

なお、表の2ページ目のうち、基本方針5の（3）人材確保と定着支援の部分ですが、こちらは、今年度、本市におきまして、障害福祉分野の人材確保、育成、定着について、市内障害福祉事業所を対象とした調査を行っておりまして、こちらをもって質的モニタリングとしております。

最後に、4、調査期間でございます。対面による調査を令和7年10月から12月にかけてそれぞれ実施したところでございます。

次に、資料1-2をご覧ください。令和7年度障害者福祉に関する質的モニタリング（調査）報告でございます。

総数38ページに及んでおりまして、たくさんの貴重なご意見をいただくことができたこと、事務局としても大変ありがたく思っているところでございます。

1, 2ページが目次となっております。調査対象ごとに右の列に該当ページを記載しておりまして、例えば調査対象1の（1）の①障害理解サポーター養成研修当事者講師につきましては、2ページ目の下段でございますが、同様のタイトルを記載し、以下のご質問に対するお声などを掲げているという構成、見方となっております。ここでは時間の都合上、ご紹介は割愛させていただきますが、後ほどご高覧いただく際の参考にしていただければ幸いです。

最後に、今回の調査に当たりましては、委員の皆様にはヒアリングにご参加いただきました。お忙しい日程の合間を縫って、延べ33回ご参加いただいております。この場をお借りしまして、改めて御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

また、令和8年度当初には、基本方針3, 4の質的モニタリングを実施する予定でございます。お忙しいところ恐れ入りますが、こちらのほうもあわせてよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

会長 　　ただいま、協議事項（1）につきまして、質的モニタリングの結果について、事務局よりご説明がございました。

ここで、調査にご参加いただいた委員の皆様から、補足や感想などをお一人一、二分程度でお話をしていただきたいと思っております。なお、ご発言の際には、資料1-2の報告書の該当ページをお伝えください。お願いいたします。

それでは、委員の名簿順にこちらから指名をさせていただきますので、よろしくお願いたします。初めに、大志田委員から、補足やご感想をお願いいたします。

大志田委員 　幸泉学園の大志田と申します。

私は2件の調査に参加させていただきました。まず1件目が23ページにあります民間児童発達支援事業所、児童発達支援センターの支援者ということです。

私の印象に残ったところでお話しさせていただきますと、25ページの上にありますけれども、療育に至るまでの期間が非常に時間がかかって、その間、保護者の方がお子さんの成長が分からない不安な状態で過ごすことが非常に多い課題になっているというお話がございました。また、受給者証の発行までの期間もサービスが利用できない事例もあるということで、私は成人の方をお相手させていただいていますが、やはり皆さん、これまで養育されてきたご経験の中で非常に辛い思いをされたり、苦しい経験が成人期までご家族様としては非常に強い影響を受けて、なかなか不安から脱却できずに、お子さんの可能性に目を向けられない保護者さんというのも多く見てきたので、できるだけ不安な状態というのが改善できるのかなと強く思った次第です。

2件目ですが、30ページにあります生活介護事業所に行ってみりました。こちらは直接施設に出向きましたので、その施設がある地域性や特色なんかも間近で見ることができまして、非常に勉強になったなと思っています。

ここで印象に残っているのは、高齢化の問題というのは、今、知的障害をお持ちの方の課題としてどこでも上がる問題なんですけれども、やはり質を求めて様々なサービス提供をしたいと思ったときに、非常に費用負担が事業所に対して大きかったりとか、それを解決するための補助金の情報が事業所までおりにいなかったりとか、ちょっと工夫すると改善もできるのかなと思うような事例もございました。障害がすごく特色があって一人一人違うので、その方に合ったサービスを提供して質を上げたいと思うと、本当にいろいろな仕組みやサービスが必要になってくるというところで、それをどのように寄り添っていけるかが非常に大きな課題になっているなと感じました。以上です。

会長 　　どうもありがとうございます。

本当にこどもの1年は我々の1年とは全く違うので、なかなかご相談に結びつか

ないということが後々まで大変なところにつながるとか、地域で福祉サービスを使って暮らしていればいいんじゃないかと、そこには本当に生活の質というものを考えなきゃいけないんだけど、運営上の問題があるという、このようなお話から口火を切っていただきました。ありがとうございます。

では、あと順番に行きます。小野委員、お願いします。

小野委員

特定非営利活動法人 Switch の小野でございます。

私は3か所行かせていただきました。

まず、6ページにあります障害理解サポーター養成研修の受講団体というところで、これは施設名は言っちゃいけないんですよ。幾つもテナントが入っているところのマネジメントをしている会社さんに行くことができ、そこが受講したというところで、実際にそのテナントのいろいろな会社の方がいらっしゃいました。私、何かこれがすごくよかったな、いいなと思っていて、実際に話を聞いている中でも、いわゆる名前としては違う会社さんの名前で、聞けば私たちもよく知っている会社さんなんですけれども、1つのテナントに入っているというところで、それぞれの企業さんの中でされている工夫だとか、そういったものをそれぞれが話しされていて、かつ、全体統括として受けてくださったテナントさんがITのところでの共有ツールをテナントから発信して、いろいろなこういった情報を投げたところ、これに興味を示してくださったテナントさんが今回参加してくれたんだとおっしゃっていて、今回そのマネジメント会社さんがうまくそういったツールを使ってテナントさんを勧誘していただいたんだと思うんですけれども、同じようなことが1つの小さな地域の中でこういうふうに行っているとお互いを知ることにもなるし、すごくいいのかなと思いました。障害理解だけでなく、ちょっと話がかわってしまうんですけど、防災とか、何かあったときの危機対応なんかでも、結局その場からみんなでどうするとなったときに、その地域の顔の見える関係づくりみたいなところに何かこの事業も一緒に貢献できている感じがして、とてもそういったところに驚いて、よかったなと思ったのがとても印象に残っています。

2つ目が、16ページの児童発達支援センターの地域相談員の方からお話を伺いました。私自身が最初にいただいて、この事業が何となくポンチ図では分かっていたんですけれども、結局、実際の地域の保育園から要請があって、そこにご相談に伺ったり、あとはペアレントトレーニングなんかを行事としてイベント的にやって、そこに地域の困り事がある方が参加するようなことをやられているんですけれども、3人の方々、この地域相談員の役割みたいなのを浸透させていくご苦労みたいなのを共有されてお互い学び合っていて、とても仲がよさそうで、すごくいい連携をとりながらこの事業を地域に浸透させていくというところ、すごく力を入れているんだなというのが分かりました。とても熱心で、知ってさえいただければすぐつながるハードルは低いんでしょうけれども、なかなかその地域の中で1人で子育てをして、なかなか発信ができずにいる方がどうやってつながっていくのかと

いうところにすごく頭を悩ませていらっしやって、ますますこれが普及できるように少しサポートを手厚くしていくといいのかなと思います。予防的な側面が非常に強くて、そういったところでいい関係づくりがとれると、行く行くすごく広がっていきやすいのかなと感じました。

3つ目は、30 ページにあります生活介護事業所さんに訪問させていただきました。生活介護というのは、通所の重い方の実際の日中活動の場面なんかも拝見させていただいたんですけれども、その前にヒアリングをして聞いて、ご苦労されているものとか医療的な管理の難しさのところと、そういった方々が年をとって、その後いつまで使っていけるのかというところでの親御さんとの関わりみたいなのところをすごく気遣われながら、寄り添いながらやられているというところを知ることができました。その後に実際に施設を少し見せていただいたことで、よりすごく、やはりなかなか中に入れない場所だと思うので、おっしやっていたことと、本当に目が離せないというところの中で、より支援をどうやってやっていくか。やはり1メートルぐらいの中に入らないと、なかなか目が離せない現実がある中で、同じ広い中でそういうグループみたいなのが何個かあって、本当に支援員さんが熱心にやりながらも、人員が、手が幾らあっても足りないし、もっとしてあげたいという気持ちが伝わってきたので、そのあたりはもうちょっと人員が手厚くなるような、何か講習だとか、いろいろな体制を整えるといいのかなと思いました。以上です。

会 長            どうもありがとうございます。  
                      続いて、鑑委員、お願いします。

鑑 委 員        私は3か所に行かせていただきまして、まず1つ目が、今お話もあったところなんですけれども、資料でいうと16ページになります。児童発達支援センターの地域相談員というところでお話を伺いました。今お話もあったんですけれども、3施設の3名の支援員の方たちの連携が非常にとれているというか、何か困ったケースがあったら情報交換をしながら密に相談をしたり、情報交換をしながら進められているというところが非常に印象に残っていたところでした。

重複するところもありますので、次に進ませていただきますと、次が21ページのインクルーシブ教育推進教諭ということで、こちらは私1人で行かせていただいたところになります。取組としてまだ始まったばかりというところもあって、モデル的にされているというところもありましたけれども、非常に、インクルーシブ推進教諭が中心になって、担任の先生であるとか、あとは保護者、あとアーチルとも連携をしながら、非常に生徒さんも学びやすい環境、あとは教員、担当の先生も非常に生徒に安心して関わられるような体制づくりがされているかなとは思ったんですけれども、1点ちょっと感じたのが、まだ始まったばかりということで、これからどんどん組織としてしっかりしていくと思うんですけれども、私がお話を聞かせていただいた担当の先生が非常に前向きで推進力のある方だったというところで、ま

## 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

だまだ担当の教員の力量にちょっと委ねられているところがあるのかなと思って、そのあたりは今後の課題になってくるかなというように思いました。

あともう1点は28ページになりますけれども、重症心身障害児や医療的ケア児の受入れを行う放課後等デイサービス事業所ということで、1か所に行かせていただきました。この後もお話があるかと思えますけれども、ちょっと長くなるので1点だけ、だまだ重心のお子さんを通常型で受け入れられるところが少ないというところで、今後このあたりのところも広まっていくことが非常に求められるところかなというように感じたところでした。以上です。

会 長           ありがとうございます。  
                  それで、続いて佐々木洋委員、お願いします。

佐々木(洋)委員    社会福祉協議会の佐々木と申します。

私は実は4か所訪問させていただいたんですが、この資料1-2で、どのページが自分の担当か、はっきり明示できるほどではないので、全体を通してお話ししたいと思います。

4ページの下からなんですけども、これは感想の部分なんですけども、銀行において代筆拒否のことを記載されたり、あるいは視覚障害とタッチパネルのこと、これが述べられておまして、大変私としても気づきという点で、この資料は貴重だなと思いました。

また、その下なんですけども、5ページのところに、インクルージョンが感じられることが少ないということに関しまして、障害理解が日常に溶け込んでいる可能性があるというご発言がありまして、このことはぜひそうであってほしいなとか、それが普通の社会になってほしいなとつくづく思いました。

私が訪問していろいろなお話を受けて、保護者の方、それから施設の従事者の方、就学前、それから就学期、それからその後の成人のライフステージごとに、本人、家族の不安を軽減することとか解消するためにどのような活動場所、あるいは福祉や医療のサービスを提供できるか、提供しなければいけないかという課題を、ちょっと言葉はあれなんですけども、私に向けて突きつけられたというか、私に考えろというような受け止めをいたしました。生の声、それから保護者の方、施設の関係者の方の率直な声を聞くことができ、本当に貴重な経験をすることができたなと思います。

改めまして、今回のヒアリングに際しまして、多くの団体ですとか、利用者、ご家族の皆さんにご協力いただいたことに本当に感謝申し上げたいと思います。こうした声にいかに応えていけるかということを大事に思いました。

ちょっと会長、質問してよろしいですか、事務局側に。

会 長           どうぞ。

佐々木（洋）委員

全体を読みまして、3つほど質問させていただきたいと思います。

1点目は、障害理解に関してです。5ページの⑤のところに関連してなんですけども、障害理解サポーター養成研修を受講した企業についてなんですけども、受講したという記録というか記載はホームページでも紹介しているんですけども、受講後、企業やその社員、職員が変わったことがあるのかどうか、あるいはその企業が継続した障害理解の取組をなさっているのかということのリサーチというか追跡して、フォローアップしている紹介をホームページに載せるということが必要なのかなと。それを読んだほかの企業の方々も、自分たちもできるんじゃないかとかということで機運が盛り上がるのかなと思ひまして、そういったフォローアップのことを事務局のほうで少し検討いただければなというのが1点目。

それから、2点目は防災に関してなんですけども、災害時要援護者の個別避難計画の作成というのが今も進められていますけども、新年度以降、本格的に取り組むと受け止めております。円滑な計画作成のためには、多くのルート、市からの郵便物だけでなく、一つ私が考えたのは、様々なサービス支援の事業所を経由して啓発ということも大事ではないかなと思ひます。必ずしも障害部局の取組というか、所管ではないかもしれませんが、仙台市全体として取り組むいろいろなルート、ツールを使って取り組む必要があるんじゃないかなと思ひまして、そのあたりの取組をお聞かせいただきたいなと思ひます。

最後3点目なんですけども、このヒアリングを全体を通しまして、事業者からは施設整備に対する財政支援をもっと欲しいということ、それから人材の確保、人材の育成ということに支援をお願いしたいということで、3つ目は、事業者単独では難しい研修ですとか、あるいは対応に悩むケース、こうしたことについて、仙台市のバックアップ、相談ですとか様々な援助をお願いしたいという声も聞くことができました。こういった部分の取組について今後どのようにしていけるか、考えについてお聞かせいただければと思ひます。

会 長

それでは事務局、3点についてお答えをお願いします。

事 務 局

障害企画課、坂井でございます。佐々木委員、ご質問ありがとうございます。

まず、障害理解サポーター養成研修における受講者のフォローアップと変化などについてのご紹介の取組ということで、ご提案をいただきました。いただいた内容を踏まえまして、今後、この事業、市の広報媒体などで市の企業の皆様にご紹介する際には、研修を受けた後に企業や職員の意識や行動がどのように変わったのかといった点も研修の中で分かりやすくお伝えしていくなど、取組をしていきたいと考えてございます。また、研修を受託しております仙台市の社会福祉協議会さんが作成しておりますサポーター養成研修のリーフレットやホームページなどにつきましても、受講後の変化や取組事例などを盛り込めるように、内容の追加について検討

してまいりたいと考えたところでございます。

続きまして、災害時要援護者の個別避難計画についてでございますけれども、こちらの作成に当たりましては、委員ご指摘いただいたとおり、本人のみならず、地域の関係者ですとか、多くの市民の方に周知をして理解を深めていただくことが肝要だと考えております。これまで、障害者団体さんですとか関係機関の方々には、周知、広報等にご協力をいただいております。令和8年度からは相談支援事業所さんなどに個別避難計画の作成支援のご協力をいただく予定でございます。そうした取組を通じまして、利用者への周知につながるよう進めてまいりたいと考えてございます。

また、最後、今後の取組というところでございます。委員の皆様からも様々なご意見、感想などをいただいているところでございますけれども、私といたしましても、ヒアリング報告書を拝見しまして、担当課それぞれ、ふだんの業務の中では気づけないようなお声ですとか、こういった部分は把握してはいたんだけどやはり大事なんだなというようなことを改めて認識させていただくというようなお声というのが多く見受けられておまして、大変参考になるものと認識しております。改めて、モニタリングにご協力いただきました皆様方に心より感謝申し上げたいと思います。

例えばご指摘のありました施設整備の件などにつきましても、当方でも、医療的ケアの対応が可能なグループホームの整備を促進するための運営費の補助ですとか、あと医療的ケアの対応が可能な短期入所の施設の整備、こういったものを進めているですとか、あと職員さんに対する研修というところでも、強度行動障害支援者の養成研修などの受講料の補助をはじめ、様々な研修なども行っているところではございますけれども、なお、その報告書に記載されているようなお声もいただいているところでありまして、やはり引き続き取組継続をまた充実させていかなければならないという大事さというものを改めて感じたところでございます。

この後、来年度に実施いたします障害者保健福祉計画の中間評価、さらには次期計画の策定についてご説明をさせていただくんですけれども、その検討に当たりましても、この報告書に記載の内容ですとか、委員の皆様がじかにお聞きになられたお声、あるいはお感じになられたこと、そういったことというのは検討に当たっての重要な材料となります。当方といたしましては、そのような認識のもと、案をつくってまいります。委員の皆様におかれましてもご意見やご議論をいただきまして、それらを適切に配しながらも進めてまいりたいと考えているところでございます。

会 長 ありがとうございます。それでよろしいですか。

3番目の質問の後半の部分の事業所間の連動とかは、自立協のほうで、特に区の自立協で、その背景となっているようなケア会議のようなものがバックにあるんですけれども、そういうところである程度進んでいるところもあると、今回のこういう

## 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

ヒアリングでそういう声もあったということ自立協のほうにも接続していきたいというふうに申し添えておきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございます。

それでは、佐々木寛成委員、お願いします。

佐々木（寛）委員

仙台歯科医師会の佐々木寛成です。

私は、障害当事者や当事者のご家族、2か所でインタビューをさせていただきました。内容についてはかなりこの中にまとまっているので、それはそれでいいと思うんですけども、せっかくの機会なので、医療従事者として、医院とか歯科医院とかでの困り事なんかもちよっとインタビューさせていただいたんですが、まだまだプロと言われている我々の間でも障害理解って進んでいないんだなということがあったので、その辺をちよっと講習会とか開くなりして、なるべく理解が進むように取り計らっていききたいなと気づかされました。

あと、全くの余談なんですけど、いいでしょうか。帰り際に送ってくれた方が、寛成君、私のことを覚えている、50年ぶりねと声かけてくれたんですよ。障害当事者のお母さんです。何か僕が小学校1年生のときの隣の担任の先生でした。それで何か、全然変わってないわねと言われて、ちよっとショックだったんですけど、大体、隣の担任の先生が僕のことを覚えているってどれだけ問題児だったんだというものなんですけど、でも、こういう機会がなければそういう出会いもなかったので、それを同級生に伝えたらやはり覚えている同級生もいて、何かちよっとそれは楽しい思い出でした。完全に余談なんですけど、以上です。

会 長

ありがとうございます。

それでは、続いて高橋勝彦委員、お願いしたいと思います。

高橋（勝）委員

2か所、訪問調査をさせていただきました。恐らく、まとめのページでいくと11ページと14から15ページにまとめられていると思います。訪問して感じたことなんですけど、やはりどちらも日々悩みながら、保育であったり、子育てをしているということが理解できました。そういったときに、困ったときですとか悩んだときに、やはり専門的にアドバイスをもらえる機関とつながっているということが非常に職員や家族にとってみれば心の支えであったり、安心につながっているということがよく分かりました。中でも、アーチルの存在意義が大変大きいなということがよく分かりました。そういう専門的に相談できる機関を今後増やしていかなければいけないのではないかなと。今、南部と北部ですので、この前もお話ししましたけど、やはり東西にも1か所ずつ、そういう専門的にアドバイスできる機関を仙台市としてもっともっと増やしていくことによって、直接支援している職員であるとか、あるいはご家族が安心して保育や子育てができる環境が整っていくのではないかなと思いますので、そういった整備がやはり今後必要なんではないかなということ

強く感じました。

会長 どうもありがとうございます。  
それでは、続いて高橋美奈子委員をお願いします。

高橋（美）委員 特別支援教育課の高橋でございます。  
私は、2か所行かせていただきました。ページで言いますと、13ページにまず当たります。それからもう1か所は、30ページの部分になります。  
まず、両方通して思いましたことは、モニタリングに行くに当たり、質問項目を設定していただいていたんですけれども、その質問項目が現状を捉えたものだったなど。対象の方が課題としていることと一致しておりまして、こういうことを伝えなかったんだというところを聞き取ることができたのではないかと思ったところでは、  
13ページのほうに行きますと、情報という言葉が質問の中に出てまいりましたけれども、やはり保護者の方のこれまでお子さんを育ててきた中で、情報を得ることがとても重要であったと。小さい頃はなかなか得られなくて、それが不安のもとになったと。学校に入ったら学校から情報が来るようになったし、相談したいとき、学校に聞けばいいというふうに分かって安心した。あるいは、ママ友ができて、ママ友から情報をもらうという方法も分かって安心したということで、その情報というものがお子さんを育てていく上でどれほど大事なものかというところを直接感じることができました。  
また、学校から今度卒業していくときに、どれほど生活が変わるのか、そのことに対してまた不安を感じている、ただ、それも解決するために必要な情報を集めているんだというお話も頂戴してまいりました。  
それから30ページのほうに参りますと、先ほど大志田委員さんからもお話がございましたが、高齢化ということに伴って利用者の方のニーズが変わっていくときに、ではそのニーズに応えるために施設として何ができるのかというのをとても深くお考えでした。様々研修を受けられたり、あるいは専門の方に教えを請うたりしながら、常に職員の方がご自身のスキルを高めながら何とか対応していこうとしているんだなというのを目の当たりにいたしまして、とても頭が下がる思いがいたしました。  
専門家の方々の支援をどういうふう to 今後受けていくかというところをいろいろ探っていらっしゃるようですので、こちらもまた、先ほどの情報ではないですが、施設の方々がこういうものの制度があって、その中のこれを使えそうだというのが一元化されたものがあるといいななんてお話ししていたところも、なるほどと思って聞いてまいりました。以上でございます。

会長 どうもありがとうございます。

## 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

私、名簿の順番をちょっと間違えてしまいました。次は、高橋秀信委員にお願いしたいと思います。

高橋（秀）委員

仙台市視覚障害者福祉協会の高橋です。

私は、市役所のほうで2か所の幼児・児童の方を預かっている方々、2名の方のモニタリングをさせていただきました。その中で出てきたのは、個別にそれぞれの障害に合わせて支援をしているというところで、保護者自身、保護者も自分のこどものことをよく知らない保護者がいるということで、実際にこどもの様子などを別の部屋でモニターしてもらって、どんな支援をしているか、どんな遊びをしているか、どのようにご飯などを食べているかなどを見てもらって、それで保護者の方にも学習してもらおうというようなことをしているよというお話に非常に興味を持ちました。

それから、私自身も視覚障害当事者ですけれども、本当に今のこどもたちの障害の程度が様々で、それに対応するためにたくさんの職員の方がいて、そしてたくさんの専門的な知識を持った方々がいて対応しているんだなど。あとは、何か2つの施設とも結構こどもたちがたくさんで、ほぼほぼ定員いっぱいだということで、本当に障害を持つこどもの多さというのも改めて気づかされたところでした。

それから、施設間での研修会というんですか、それぞれの施設で研修会をやっているんだそうですが、1つの施設ではいろいろな施設の研修会に出て行って学んでいるというようなお話も聞くことができました。そんなことで専門性を高めているというようなお話も聞けて、非常に一生懸命取り組まれている様子が聞けてよかったなと思います。そして、私自身もいろいろ考えさせられました。以上です。

会 長

ありがとうございます。

それでは、続いて三浦委員、お願いします。

三浦（か）委員

仙台市上飯田たんぽぽホームの三浦と申します。

私は、3か所モニタリングに行かせていただきました。全体を通して、このようにじっくりと施設に入ってお話をするという機会はなかなかないものですから、本当に貴重な勉強の機会となりました。

まず、最初に行かせていただいたのは25ページなんですけれども、自閉症ピアリンクセンターここねっとの支援研究チームの当事者6名にお話を聞くことができました。人数も多かったものですから、本当に時間が足りないぐらい、生の声をお聞きできたんですけれども、当事者の方の、時にはネガティブな思い出も本当に振り絞ってお話しいただいて、そして、逆にうれしかった支援というところもお聞きできたんですね。私、日頃、幼児の皆さんとあと親を対象とした施設で働いているものですから、当事者の方がネガティブな思い出はあるけれども、どういった工夫があって成人して前向きな仕事に今たどり着いているのかとか、どのようなきっか

けがあってどのような出会いがあったのかというところで、とても興味深く聞かせていただきました。なので、うれしかった支援というところは、やはり幼児期からきちんと受けているということが成人期に向けてとても大切だと感じています。

それから2か所目なんですけれども、先ほど高橋委員がお話しいただいたんですけれども、13ページになります。特別支援学校の保護者の方のお話を聞きました。先ほどもお話がありましたが、どのように情報を取り入れていくかというところですごく悩みもあった。生まれてから数か月でアーチルにつながったお子さんではあるんですけれども、その中で、ステージごとに情報をどこから取り入れていくかというところがとても大変さもあり、ただ、お母さんも、お子さんが大きくなるにつれ、その情報の取り方をすごく会得していったというようなところを感じました。公式ツールがあったらいいなという声だったり、それから、先ほどお話がありましたけれども、学校卒業後のかかりつけをどうしていったらいいんだろうというお話だったり、あとは親御さんの就労のことだったり、やはりステージごとの悩みというのがどんどん変わっていくというところで、どのように支えていく立場としてはバトンタッチしていきながらつなげていくのかというところをすごく感じたところでした。

それから、3か所目は11ページになります。アーチルの地域支援担当職員の訪問先の園のほうに訪問してきました。こちらで感じたこととしては、定期的なアーチルの訪問で、肯定されることで先生方がすごく自信を持っていくというところだと思います。私たちの児童発達支援センターでも地域相談員が保育所や幼稚園に向いて相談を受けておりますけれども、その相談にもすごく通じるものがあったなと思っています。いかに現場の先生方の努力を肯定しながら、施設の支援力を高めていくかというところだと思います。一つ一つの質問に全部答えるというよりは、行く行くは先生方が施設の中でカンファレンスをしながら、施設全体の支援の力が高まっていったらすごくいいなというところで、私たちのやっていることとすごく重なって勉強になりました。なので、アドバイスを応用できるような力を地域のほうでつけていけるような、児童発達支援センターとしてはそこを下支えできるような立場でありたいなと思いました。

本当に全体を通して生の声をお聞きすることができて、大変貴重な機会でした。ありがとうございます。

会 長            ありがとうございます。  
                    それでは、柳委員、お願いします。

柳 委 員        ハローワーク仙台の柳でございます。私は、3か所調査をさせていただきました。障害理解サポーター養成研修当事者講師の方、あとは児童発達支援センター通園児の保護者の方、初期支援プログラム参加保護者の方、3か所目は当事者、当事者家族の方からということで、3か所調査させていただきました。

## 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

その中で、より強く印象に残っておりますのが19ページにあります児童発達支援センター通園児の保護者の方、初期支援プログラム参加保護者の方からお聞きしたお話になります。障害のあるお子さんを持つご家族の方が抱える不安などをじかにお聞きしました。ご家族と施設との信頼関係のもと、保護者の方へのフォローが本当に大事なんだなということを感じました。その中でも、成人後の生活や支援体制についての情報が不足しているといった話が保護者の方からありまして、障害のあるお子さんが大人になったときの親御さんの心配を少しでも軽減するため、やはり障害者の生活実態を知る機会、特に就学であったり、成人後の生活、経済面などの情報提供を充実させる、そうした必要があるのかなというのを強く感じました。以上になります。

会 長            どうもありがとうございます。  
                      それでは、最後に佐藤副会長から。

副 会 長        私は初めて今回モニタリングをさせていただいて、現場をよく知っているわけではないんですが、モニタリングさせていただいた施設2つなんですが、2つともモニタリングに対応していただくこと自体、すごく積極的で、なおかつ取組をすごく頑張っているなというのを感じたところです。

行かせていただいたのは、先ほど三浦委員から紹介していただいた、アーチルの地域支援担当職員の訪問先の園と、あと障害理解サポーター養成研修受講学校なんですが、こどもの支援に関してはアーチルとか、そういった連携の在り方と、あと在り方にすごくシステムを一生懸命つくろうとしている感じがあったということと、それから職員そのものの底上げを内部で頑張っていて、そこに仙台市とかアーチルとか、いろいろなところの支援があるということはずごく助かるんだろうなというのを実感させていただきました。

もう一つは、障害者理解のサポーターですが、2つ見て、どっちも思ったんですが、困り事をどう支援していくかというのが行政だったり他の部門の役割かなと思ったんですが、この小学校でも、担当されている先生が総合学習という中で障害者理解のための何かプログラムをつくらなきゃいけないと。そういったときに、担当者だけがあたふたとするような状況がちょっとあって、そういったときに、きっかけとなったのが「となりのココロン」のプログラムを見て、これかなということで導入していただいたんですが、実は多分、一般の小学校の中でも、その担当した先生だけが困っていたりとか、あとは、子どもたちも障害に関しての理解というのを、関心がないわけじゃないけども、知らなくてどうしていいか分からないという感じがあったので、今回の体験型学習の、実際に行かれて車椅子を体験したりとか、目隠しをしながら折り鶴ですかね、何かいろいろ折り紙をやったりとか、そういった中で感じたものの子どもたちの心の変化というのはすごく大きかったということと、あと専門家からいろいろな話を聞くという中で、知らなかった言葉とか視点と

## 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

かが先生方の中にも芽生えたというところがあって、そういった部分では、先ほど情報という話もあったんですが、情報をどのように伝えるかということが大切ななということを感じました。要は気づきの部分だと思うんですけども。

それと、もし可能であれば、さっきの総合学習の中で何かやらなきやと先生方は苦労しているので、こちらのパッケージを提示するだけではなくて、各いろいろな事業所での困り事、例えば研修の困り事でも何でもいいんですが、そういった情報に合ったプログラムを発信できるような、例えば障害と災害・防災の関係とか、車椅子で防災をどんなふうにしたらいいかとか、避難だとか含めてですけど、そういったプログラムをこんなふうにだったらできるよみたいなことのパッケージがあると、多分すぐ飛びついてくれる学校なんかがありそうだなとかということを感じたところで、当事者もそうですし、いろいろな企業、事業、あるいは小学校なんかもそうなんです、やはりみんな困り事を持っていて、そこに対応することが一番の支えになるかなという印象を持ちました。以上です。

会長 どうもありがとうございます。ご参加いただいた委員の皆様から感想とかご意見などを伺ったところなんですけれども、これは事前質問はいただいていたんですけど、ここでご質問とか、ヒアリングには参加できなかったんですけども、もう少し聞いておきたいとかというようなことがございましたら、お手挙げいただければと思います。よろしいですか。

幾つかに集約できますよね、今いただいたご意見は。これ、少しきちんと見える形にして、計画のほうにも反映できるようにしていく必要があるかと思っております。

それでは、協議事項の（1）令和7年度仙台市障害者保健福祉計画に係る質的モニタリング（調査）の結果については、ここまでとさせていただきます。

### （2）仙台市障害者保健福祉計画中間評価、仙台市障害福祉計画（第8期）及び仙台市障害児福祉計画（第4期）の策定スケジュール（案）について

会長 続いて、協議事項の（2）仙台市障害者保健福祉計画中間評価、仙台市障害福祉計画（第8期）及び仙台市障害児福祉計画（第4期）の策定スケジュール（案）について、事務局からご説明をお願いします。

事務局 障害企画課、坂井でございます。

（坂井課長） それでは、（2）仙台市障害者保健福祉計画中間評価、仙台市障害福祉計画（第8期）及び仙台市障害児福祉計画（第4期）の策定スケジュール（案）について、ご説明をいたします。

A3横1枚物の資料2をご覧ください。

## 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

まず1，計画の位置づけと計画期間でございます。本市では，障害者総合支援法に基づき，本市の障害福祉サービスの見込量とそれを確保するための方策等を定める仙台市障害者福祉計画と，児童福祉法に基づき，本市の障害児通所支援等の見込量及び確保策を定める仙台市障害児福祉計画を策定しております。これらの計画期間は3年でして，来年度，次期計画を策定する必要があります。また，来年度は障害者保健福祉計画，期間は6年でございますが，こちらの中間評価を行う年にもなっておりまして，並行して行うこととなります。

次に，2，計画策定スケジュールの案でございます。ポイントを3点挙げさせていただきます。1点目，令和8年度は施策推進協議会を4回開催する予定でございます。2点目，障害者保健福祉計画の中間評価でございますが，10月中旬の第2回施策協で素案について協議した後，11月下旬の決定・公表を目指します。3点目，次期の障害福祉計画及び障害児福祉計画でございますが，10月中旬に中間案の骨子，11月下旬に中間案についてご協議いただき，12月中旬から1月下旬にパブリックコメントを実施した上で，令和8年度末頃の策定を目指します。

下の表も使いながら，もう少し詳しく見てまいります。なお，表のうち，黒い四角については障害者保健福祉計画，黒い丸につきましては障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る事項となっておりますので，ご参照ください。

まず，障害者保健福祉計画の中間評価でございますが，6月25日の第1回施策協で質的モニタリングの経過や令和7年度の量的モニタリングの結果を報告した後，10月16日の第2回施策協で中間評価の素案について協議をしまして，11月24日，第3回協議会で修正案についてご協議いただき，内容を決定し，その後に公表を目指すという流れで考えてございます。

次に，障害福祉計画及び障害児福祉計画でございますが，こちらは6月の第1回協議会で市より諮問を協議会に行いまして，量的モニタリングの報告をあわせて行います。その後，10月の第2回施策協で中間案の骨子，11月の第3回施策協で中間案について協議をいたしまして，12月中旬から1月下旬に中間案を公表しまして，パブリックコメントを実施いたします。3月4日の第4回協議会で，パブリックコメント結果を報告，答申案について協議いただいた上で，3月中旬の市への答申，末頃の策定を目指します。

スケジュール案に関する説明は以上でございます。

会 長 どうもありがとうございます。

スケジュール案について，計画の策定と，それからこの施策推進協議会のスケジュールの位置づけ等についてあわせてご説明いただきましたが，ご質問，ご意見がございましたらお手挙げいただければと思いますが，いかがですか。

障害福祉計画，障害児福祉計画は，数値目標などをと考えるんですね。障害者保健福祉計画は，計画そのものというか，方向性を示すものですから，今回ご発表いただいた質的モニタリング調査の結果なんかがそのような形で構想と実際の数値目

## 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

標，そういうものに反映するように計画を策定していく，そのためのスケジュールということになります。

いかがですか。事前質問はいただけていないですね，ここについては。いかがでしょうか。

来年度はこういうスケジュールですので，4回，施策推進協があるということになります。

ご質問がなければ，このようなスケジュールで，先ほどお話しいただいたような，本当に量的なことだけじゃなくて，質的なものがきちんと計画，それから数値目標に反映するように，来年度に向けて協議を進めていきたいと思います。

それでは，協議事項の（2）についてはここまでとさせていただきます。

### 報告事項

#### （1）令和7年度仙台市障害福祉関係の主な取組について

会 長 続いて，報告事項について，事務局から説明をいただきます。お願いいたします。

事 務 局 障害者支援課の穴戸です。

（穴戸課長） 私から，資料3-1に基づきまして，重度障害者対応共同生活住居の整備促進について，令和7年度の取組をご紹介します。

本市におきましては，地域での生活を支える環境づくりに向けまして，これまでグループホームの開設に取り組んできておりまして，受皿については着実に広がってきている状況でございます。そこで，近年は，先ほどの佐々木洋委員の質問へのお答えでもありましたが，医ケアを必要とするなど，障害者支援区分の高い方にも対応できるグループホームの整備促進に着手し始めたところでございます。

今日は，そのうちの2つの事業をご紹介します。

まず，2番の（1）重度障害者対応共同生活住居整備事業〔建設向け〕とある事業になります。1つ目のポツにありますように，こちらについては，グループホームの運営法人自らがグループホームを建設する場合に活用可能な事業となっております。2つ目のポツにありますように，整備費に係る補助金の交付を想定しまして，事業者を公募するものとなっております。

次に，2の（2）重度障害者対応共同生活住居開設支援補助金〔賃借向け〕でございます。こちらについては，運営法人が自らは建物を建てたり所有したりはせず，不動産オーナーから借り受けた物件にてグループホームを開設する場合に活用可能な事業となっております。近年では，土地の所有者さんが間取りなど運営側の要望も踏まえた建物を新たに建設して，グループホームを運営する法人に賃貸する，いわゆる建て貸しと呼ばれる形態も見受けられるところでございます。本件は，現状，自己所有の建物を条件としております国の補助では対象とならない，こうした建て貸しのようなケースも対応可能な補助制度となっております。

## 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

ポツの3つ目に、具体的な補助対象経費を記載してございます。まず①としまして、開設から最大1年間の空き部屋、空き室の賃料を補助する形になります。それから②番としまして、医療的ケアなどの支援に必要な設備の導入費を補助対象として見ている事業となります。

3番の今年度の実績でございます。まず、建設向けの事業である2の（1）の事業でございますが、実のところ、ここ数年にわたり、新設のみを対象として公募を行っていましたが、いずれも不調という結果になっておりました。そこで、今年度より募集対象を、移転の場合、増築についても定員の純増が図られる場合、対象とするように拡充しまして公募を行った結果、1件の採択につながりました。現在、次年度からの建設工事に向けまして国の補助金の協議を行っている最中でございます。

次に、（2）の賃借向けの事業でございますが、制度設計がなかなか、補助制度になるので要項作成に少し時間を要しまして、今年の1月より補助制度を開始したところでございまして、この資料には反映できておりませんが、3件ほど申請をいただいているところでございます。

私からの説明は以上となります。

会 長 報告事項を続けてやりますか。報告事項が終わってから質疑したいと思います。では、お願いします。

事務局 障害者総合支援センター、井上でございます。  
(井上所長) 資料3-2をご覧ください。在宅人工呼吸器等使用者非常用外部電源購入費補助金についてご説明をいたします。

これはチラシを用いております、たくさん書いてありますが、かいつまんでお話しさせていただきます。

この事業は、ここにあるとおり、人工呼吸器、酸素濃縮器、電気式たん吸引器のいずれかを使用し、在宅で療養生活を送る方に対して、災害等による停電発生時において命を守るために必要となる電源を確保するため、非常用外部電源の購入に要する費用の一部を補助しております。

この事業は、今年度、令和7年11月から開始をして、令和8年2月末日現在で37件の申請がありました。

次、1番から行きます。対象となる方は、仙台市の住民基本台帳に記録されており、災害時個別計画を作成している方で、次のいずれかに該当する方です。（1）人工呼吸器を使用している方で、指定難病医療費助成または小児慢性特定疾病医療費助成を受けている方。睡眠時無呼吸症候群で人工呼吸器をしている方は対象外です。（2）仙台市が実施する在宅酸素療法者酸素濃縮器等利用助成を受けている方。（3）仙台市が実施する障害児者日常生活用具費支給事業または小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の電気式たん吸引器の支給を受けている方となっております。

ます。

2, 対象の非常用外部電源ですが、ここにあるとおり、3種類を認めております。ポータブル電源、正弦波インバーター発電機、DC/ACインバーターで、補助基準額は全て7万5,000円となっております。

次に、3番、自己負担額です。非常用外部電源の購入に要する費用の1割を負担いただいて、補助基準額は7万5,000円です。米印にあるとおり、市町村民税非課税世帯、生活保護世帯の方は、購入費用が補助基準額内であれば自己負担額はゼロ円です。購入費用が補助基準額を上回る場合、その差額は全額自己負担となります。

負担額の例が記載してございます。5万円、7万5,000円以内であれば自己負担額は購入費用の10%ということで、5,000円、7,500円となっており、例3のところが注意が必要になるんですけれども、10万円のものを購入した際ですが、自己負担額は3万2,500円。まず、基準額の10%の7,500円に2万5,000円プラスされます。購入費用の10万円と補助基準額の差額が2万5,000円ということで、全部で3万2,500円となります。

次のページ、4番、申請の流れです。ここにございますように、ちょっと面倒ではありますが、このような形で、申請者の方がまず購入する物品を選んで、販売店から見積書をもって、その後、当センターに申請書・見積書を郵送か来所で提出していただくと。そこで当センターから支給券を交付、⑤番の対象物品を購入していただきます。一旦全額支払うということをお原則としております。次に請求書を当センターに提出していただいたら、審査を経て補助金を支払うということになります。

次に、5番、申請時に必要な書類なんですけど、これも郵送でも直接お持ちいただいてもどちらでも構わないことにしております。この電源の交付の申請書と業者からの見積書、どんなものを買うかということが確認できるカタログとかチラシ、個別計画の写し、表面の項目1の対象となる方の(1)から(4)を証明するいずれかの書類が必要となります。(6)については、転入等の理由で仙台市で課税状況を確認できない方が提出が必要になるものです。

6番なんですけれども、販売店による代理請求及び受領について。4の⑤のところで、一旦全額支払うということがやはり経済的に負担があるという方もいらっしゃると思いますので、7万5,000円を一気に支払うとか、5万円だったとしても、それが難しい方のために、この代理請求、代理受領という方式もとっております。まず、申請者に代わって販売店から補助金の請求を受け付けて、この場合、申請者は決定された自己負担額のみを販売店に支払いますので、一時的とはいえ、7万とか10万とか、そういったお支払いをしなくて済む、負担金だけを払えばいいというやり方も行っておりますので、そこはご相談いただくということになります。この件に関しては、お問合せも申請先も全て当センターの難病支援係で受け付けております。

以上です。

## 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

会 長           ありがとうございます。ここまでが報告事項の（1）ですか。  
では、続けて報告事項を全部やってしまってからでいいですか。よろしいですか。

(2) 令和8年度仙台市障害福祉関係の主要事業・予算について

(3) 令和6年度仙台市障害者差別相談事例について

(4) パル三居沢の廃止について

会 長           では、先に報告事項をしていただいて、その後、質疑に移りたいと思いますので、  
それでは報告事項（2）についてお願いします。

事 務 局           障害企画課の坂井でございます。

(坂井課長)       私からは、報告事項（2）から（4）につきまして、資料4-1から6までにより一通りご報告をさせていただきます。

まず、資料4-1をご覧ください。令和8年度健康福祉関係予算でございます。

本市の予算は、3月12日に市議会第1回定例会にて採決、成立したところでございます。

まず、健康福祉費につきましては、上の表のグレーの部分に記載してございますが、総額2,748億円余、そして下の円グラフをご覧くださいと思っておりますけども、令和8年度一般会計予算の37.6%を占めまして、令和7年度から約170億円の増となっております。

障害保健福祉費につきましては、またちょっと上の表に戻っていただいておりますが、約462億円余、58億円の増となっております。また、裏面をご覧くださいと思っておりますが、こちらが健康福祉費の中での各部門の内訳になってございますが、障害保健福祉費、右上のほうにございますけども、健康福祉費に占める割合は16.8%となっております。

その他、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、A3横1枚物の資料4-2をご覧ください。令和8年度の障害保健福祉関係の主要事業でございます。

時間の都合がございますので、一部の新規事業についてご報告いたします。その他につきましては後ほどご覧ください。

まず、基本方針1の①障害者アート活用推進でございます。アートを通じた障害のある方の活躍や障害理解を推進するため、定禅寺通を舞台とした障害者アート作品の展示イベントを沿道の企業様や商店様、当事者や関係団体の方々との連携のもと、実施するものでございます。

続きまして、その下、基本方針3の①計画相談支援・障害児相談支援体制強化でございます。ニーズに応じたプラン作成促進やサービスの利用調整に係るご本人の負担の軽減などに向けた取組として、指定特定相談支援事業所の対応力向上や新規参入、人員増といった体制強化を目指し、新たな相談員雇用のための補助と支援力

## 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

向上のための研修などを一体的に実施してまいります。

最後に、その下の②でございますが、医療型短期入所送迎支援モデル事業でございます。送迎に係るご家族の負担を軽減し、医療型短期入所へのアクセスを向上させるため、民間の搬送事業者等を利用した場合の費用を補助し、その効果や事業スキームを検証するものでございます。

続きまして、（3）令和6年度仙台市障害者差別相談事例についてでございます。資料5-1をご覧ください。

こちらは、本市の改正障害者差別解消条例に基づく取組の一環として、令和7年3月より相談対応事例の公表を開始しておりまして、今回が2回目でございます。本市ホームページへの公表につきましては、昨年11月に開催しました差別調整委員会で報告の上、昨年12月に実施しております。

資料5-2に、公表しました令和6年度の相談事例がございます。1枚目が不当な差別的取扱いに関する事例、その次、2枚目が合理的配慮の提供に関する事例を掲載してございます。差別調整委員会における委員の方のご意見などを踏まえまして、今回から、相談対応事例のほかに、事業者さん等における好事例ですとか問い合わせなども掲載する方針でありまして、こちらの資料には問お合わせの事例も含まれているところでございます。

その他、詳しくは後ほどご覧いただければと思います。

最後に、資料の6でございますが、A4横の資料でございます。

（4）パル三居沢の廃止についてでございます。パル三居沢は、昭和60年4月に前身の三居沢共同作業所として開所した市の指定管理施設でありまして、長年にわたり、精神障害のある方に対し就労する場を提供してまいりました。

現在は、定員20名の就労継続支援B型事業所として運営をしておりますが、近隣を含む全市域において民間事業所が運営する同じ種類の障害福祉サービス事業所の整備が進み、表にもございますが、令和7年4月には172件、現在は180件を超えておりまして、公立の障害福祉サービス事業を取り巻く環境が変化しているところでございます。その他、利用人数が少なくなっていること、施設の老朽化も進んでおりまして、指定管理者とも協議を重ねた結果、パル三居沢を廃止することが適当であるとの判断に至ったものでございます。

2ページ目をご覧ください。今後のスケジュールでございます。

1月より、利用者への廃止の説明や他事業所への異動の支援を開始しております。利用者様個々の事情に配慮しながら、来年3月までの間、必要に応じて時間をかけて丁寧に支援をしてまいりたいと考えております。

その後、9月の第3回市議会定例会におきまして、本市の精神障害者社会復帰施設条例の改正案を提出いたしまして、令和9年3月をもちまして施設を廃止する予定で考えてございます。

報告事項（1）から（4）につきましては以上でございます。

## 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

会 長 どうもありがとうございます。報告事項について、まとめて事務局よりご説明いただきました。

報告事項の（２）障害福祉関係の主要事業・予算について、高橋勝彦委員から事前質問をいただいておりますので、高橋委員からご質問をお願いいたします。

高橋（勝）委員 わらしべ舎の高橋です。

予算について2点ほど、事前質問ということで上げさせていただきました。

1点目の、先ほど新規で予算がついています障害者アートの活用推進ということで、中身については説明されたんですが、恐らくこれは1月の河北新報に障害者アートの祭典というのを仙台市で企画してやられるということで、多分そのための予算措置ではないかなと思っております。この事業について、今、具体的にどういう形で進められているのかなということが分かれば、その内容について教えていただきたいというのが1点目でございます。

2点目が、予算関係で基本方針5の安心して暮らせる生活環境の整備の①に、これも新規で予算が計上されている障害福祉サービス事業所等運営指導体制の充実ということなんですが、この事業について、具体的な内容について教えていただきたい。この2点でございます。よろしくをお願いいたします。

会 長 それでは、事務局からお答えをお願いします。

事 務 局 障害企画課でございます。

まず、1点目の障害者アートの活用の推進に関するご質問についてお答えいたします。

高橋委員ご指摘、お見込みのとおり、1月4日に河北新報に掲載された記事につきましては、こちらの事業に関するものでございました。内容については、今検討を進めているところではございますけれども、概要についてご説明をさせていただきます。

こちらの事業でございますけれども、先ほど申し上げましたが、定禅寺通エリアを舞台に、障害のある方が制作したアート作品を町なかで展示する取組を新たに行おうとするものでございます。展示のイメージですけれども、定禅寺通の沿道にある店舗ですとかビル、こういったところにご協力を依頼しまして、店先ですとかお店の中ですとか、ビルで広いピロティなどを設けているビルなんかもございますので、そういったところでアート作品の展示をしまして、市民の皆様自由にご覧いただけるような空間をつくりたいと考えてございます。

展示する作品につきましては、在仙、仙台にお住まいですとか、あるいは仙台で活動している方、こういった在仙の作家さんが制作したものを中心に展示をしてみたいと考えてございます。

いずれにしろ、地域の皆様方のご協力が不可欠でありまして、そういったところ

### 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

ですとか、あと何よりもアートを作られている作家さん、あと支援している関係団体の皆様、こういった方々のご協力が不可欠な事業でございますので、丁寧に説明して連携しながら準備を進めてまいりたいと考えてございます。

私からは以上です。

会 長 高橋委員，よろしいですか。

高橋（勝）委員 よく分かりました。ぜひ、こういった取組については、単年度で終わることなく、できれば継続して、とっておきの音楽祭のような形で継続して行えるように、そういう取組をしていただければなと思います。内容についてはよく分かりました。

事 務 局 あわせまして、基本方針5のほうでもご質問いただいておりますので、障害福祉（高橋課長）サービス指導課の高橋でございますが、そちらについても引き続きご回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

会 長 お願いします。

事 務 局 ありがとうございます。  
（高橋課長） こちらの基本方針5の障害福祉サービス事業所等運営指導体制の充実についてでございますが、市内の障害福祉サービス等事業所数は、現状、増加傾向が続いております。事業所に対する運営指導を実施する体制につきましても、体制の拡充が必要になっております。こうしたことから、事業者に対する運営指導の一部を業務委託いたしまして、体制拡充を図るものでございます。こうしたことにより、引き続き市内事業者が実施する障害福祉サービス等の質の確保及び運営の適正化を図ってまいりたいと存じます。

具体的にはということでもございましたので、受託者には、主に現地でのヒアリングや書類点検等の質問、調査業務のほか、それに付随する連絡調整、文書作成等の補助業務を担っていただくことを予定してございます。また、あわせて、運営指導の業務効率化のためのデジタル環境整備を行うこととしております。こうしたことに関しまして、832万の予算を措置したものでございます。

以上でございます。

会 長 高橋委員，よろしいですか。

高橋（勝）委員 分かりました。ありがとうございます。

会 長 それでは、報告事項について、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思っております。お願いいたします。高橋委員，お願いします。

高橋（芳）委員

弁護士の高橋です。

質問なんですけれども、こちらの令和8年度、新事業の予算についての基本方針3で新しく組み入れられた⑧こどものいのちつなげる事業というものの中で、自死リスクの高いこどもの自死抑制に向けて、専門家チームの学校へ助言を行うほか、関係機関との連携強化に向けた協議会の設置や速やかな精神科医療の提供体制の整備を目指すという事業と書かれていますが、具体的に自死リスクの高い子どもというところをどういうふうに定義づけてというか、どんなお子さんをもってそういうふうに考えるのかとか、あと専門家チームというのは、具体的にどういった専門家をもって構成することを考えていらっしゃるのかとかについて、例えば具体的にどういった事業というか、検討されているのかを教えていただければと思います。

会 長

事務局、お答えいただけますか。

事務局  
(佐藤課長)

障害者支援課の精神保健を担当しています佐藤と申します。

私から、こどものいのちつなげる事業についての概略をご説明申し上げたいと思います。

まず、自死リスクの高い・低いという判定の具体的なレベル感というかについては、具体的に考えているのは、子どもさんが在籍している学校側から、この子はリスクが高い・低いといったようなことを申し出ていただくというようなことで、厳密に例えば点数をつけるとか、そういったような取扱いは考えていないというところ です。

具体的にもう少し申し上げるとすると、例えば自殺に関連するようなほのめかしがあるとか、そういう訴えがあるとか、あるいはリストカットのような、もう危険な行為が現実に行き起きているとかというのは非常に分かりやすい、リスクの評価が容易になるかなと思いますけども、そういったようなお子さんがまずリスクが高いというほうに分類されるかと考えております。

それから、専門家チームにつきましては、これは自殺対策基本法が改正されたというようなことが背景にございますけれども、間接支援というような形になりますが、子どもさんが在籍している学校に対して専門家のチームが助言、指導するというような形になります。具体的には児童精神科医でありますとか、臨床心理士さんとか、あとは精神保健福祉士さんとか、場合によっては弁護士さんが入る場合もありますが、そういったような方々が助言をするというような構造です。

私どもが考えているこの仙台市の事業としては、これについては精神保健福祉総合センター、はあとぼーと仙台のほうスタッフがそろっていますので、ここが専門家チームという形で一義的には担うというふうに考えているというところがございます。

## 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

それから、その下のほうに協議会の設置と書いてございますけれども、これは国から通知が来る予定になっていて、実際に具体的にこどもさんの個人情報なんかを扱って、自殺予防のための協議会と位置づけられております。運営については国から示される予定なのですが、今のところまだ通知が来ていないので、まだ詳細は検討中ということになります。

最後に、速やかな精神科医療の提供ということですが、これにつきましてはやはり自死のリスクが非常に高いというお子さんに関しては、急いで例えば精神科の医療機関であるとか、そういったところに紹介してつなげなければならないというような方もおられると思いますので、そういった方々に対して予約を長期間待たなくても受診できるような仕組みを新たに作りそろえるというようなことを考えているというところでございます。

以上でございます。

高橋（芳）委員

ありがとうございます。

専門家チームのところのお話なんですけれども、臨床心理士とか精神保健福祉士の方たちも含まれるという感じでとお話だったかと思うんですけれども、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとか、これまで、今現在そういう方たちも学校担当で仙台市の公立小中学校とかでもあるかと思うんですけれども、その人たちとの連携というか関係性というのはどんな感じな状況なんですか、これは。

事務局  
（佐藤課長）

障害者支援課、佐藤です。

基本的には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと、専門家チームとは別、全く外部の方々と考えていただいて、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーは学校のほうにひもづく方々という位置づけになると。間接支援を専門家チームが行う中では、こどもさんに対するサポートというところでスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが連携をして関わっていくということは当然考えられるということだと理解しております。

高橋（芳）委員

ありがとうございます。間接支援というのは、あくまで学校からアドバイスが欲しいという要請があったら、専門家チームが学校と例えば協議をして、こういうふうにやったらいいんじゃないかみたいなアドバイスをするというのが目的というか、そういうふうなものとして設置されていて、例えばその問題のあるお子さんと直接そのチームの医師の方とか心理士の方とかが接したりとか、そうやって直接何かをすることとかということは、それとはまたちょっと違うものという感じということなんですかね。

事務局  
（佐藤課長）

委員お見込みのとおりです。基本的に、このチームに関しては間接支援がメインということになっています。ですので、チームのスタッフが直接こどもさんに接触

### 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

するという事は、原則的には考えられていない。国の仕組みが一応そうになっているというようなことですね。ただ、そういうわけにいかないケースのお子さんがいらっしゃる。そのために、医療の提供が必要な方というところのほうに回していくと、直接支援の対象になっていくというような形もとれるという仕組みで考えているというところ。国のやり方だけで足りないところを市の独自の取組で補うというようなイメージで事業としては組み立てようと考えております。

高橋（芳）委員

ありがとうございます。

あとちょっとしつこいような話で、同じところでの、またちょっと違った点での質問なんですけど、このチームというのは常設で考えていらっしゃるものなんですか。

事務局  
（佐藤課長）

仙台市の場合ですと、精神保健福祉総合センターのところにチームがあるので、そのチームスタッフは全員職員という形になりますから、一応常設という形になりますね。常時対応ができるという形になります。

高橋（芳）委員

弁護士とか医師もそういう感じで想定されているのですか。

事務局  
（佐藤課長）

すみません、医師に関しては、精神保健福祉総合センターの所長が医師だということなので、所長がその役割を兼ねることになるので、医師は大丈夫。弁護士の先生に関しては、ケースによっては必要時委嘱をする、お願いをする招聘するというような形で考えているところでございます。

高橋（芳）委員

ありがとうございます。なぜこういう質問をしたかという、こういう専門家チームの連携みたいなお話が出てくると、結局、間接的なところと直接的なところとどう違うのかというところの連携、その連携がうまくいかないと実効性がないんじゃないかというところが出てきたりとか、あと、弁護士の立場で弁護士はどうなるんですかと聞いちゃったところもあるんですけども、こういう専門家チームを常設しましょうというお話になると、マンパワーの問題がすごく大事になってくるかなというのがありまして、例えばいじめ問題の調査委員会ですね、第三者委員会とかを立ち上げますというときに、宮城県だと市町村それぞれによってちょっと違って、私も入らせていただいていたりとかしたことがあるんですけども、常設で一応登録みたいな感じになってはいるけれども、問題が発生したときにはその委員会で検討する、調査をするというところであるとか、あとは、何かしらいじめの重大事案が発生したときに、招集を受けて、そのときに声がかかった弁護士なり専門家なりがチームをつくる、調査委員会をつくるというシステムになっているところとかもあって、作り方はいろいろかと思うんですけども、常設となったときに、人間を固定化してしまうので、今回、はあとぽーととかと連携してという

### 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

お話なので、そこは常設のメンバーがしっかりいるというところで心配ないのかなとは思いますが、専門家チームを広げていこうという話になったときに、それをやる人間のマンパワーの問題というのがどんどん出てきてしまうのかなと。仙台市の規模になると、すごくそういったもの、問題が増えてくるとか、増えるというより、もともとあった問題を見つけていけるというのはとてもよいことだと思うので、積極的にそういう自死リスクのあるお子さんたちを見つけていければいいなと思わすけれども、そういうお子さんたちに対応するという話になってくると、必ずしも1チームだけで足りるのかという問題というのは出てきてしまうのかなというところをちょっと考えることが現状ありますけれども、あたりとあつたので、そのあたりも含めてご検討いただけるといいかなと。

若干見たところで、ちょっと的外れな意見なのかもしれないですけれども、これを見ていてちょっと感じた次第でした。私からは以上です。

会 長 どうもありがとうございます。事務局もよろしいですか。

事務局 ありがとうございます。

(佐藤課長)

会 長 直接支援とか学校との接続というのは、連携の部分ですよね。そこがしっかりしていないと、あまり効果がないかなという。

事務局 肝に銘じておきます。

(佐藤課長)

会 長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。報告事項について。よろしいでしょうか。

そうしましたら、報告事項についてはここまでとさせていただきますと思います。

全体を通して何かご意見、ご質問等があれば。鹿野委員、いかがですか。何かございますか。

鹿野委員 全部言われちゃったかなという話で。障害者アートの内容のことも、自分なりに取り組んでいるから今後どういうふうになるのかというところも、あとこれ、多分ヒアリングのところに、ちゃんと障害者アートを商業ベースにのっけているようなことも話をしているようですから、ただ、一方で何かその辺にはいろいろと障害があつて、この間まで障害者アート、結構商業ベースでのっけていたところが撤退したり、そんな状況もあるみたいなので、こういうことをやってのつけるのもいいのかなと思つたし、あとは、こどものいのちつなげる事業のところ、それもそういう新規事業があるんだということで、はあとぼーとが中心になってやっていただけるんでしようけれども、ちょうど今度の3月に自殺の専門家を市民医学講座で招聘することになっているので、令和8年度事業だということだから、それ、多分、内容絡

## 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

めて話してもらおうと、ある種タイムリーかなとかとちょっと思ったりはしていましたね。

それから、この計画とか、そういうことについては何の問題もないというふうには、全然異論の余地はないですけど、医師会としては、例えば医療機関の障害理解とかということで、考えてみたら確かに医療機関って、俺はもう知っているんだ的な立ち位置にもう立っていると思うので、なかなかここで今さら聞けないぞみたいなこともあると思うんだけど、例えばそういう医療機関での合理的配慮みたいなのところについての研修というのを組むのがいいかなと。どこの部会でやるのかなというのもちょっと、在宅介護施設が確実なのか。

それから、災害のときには避難計画について個別の施設でやっているのでしょうか、医師会の救急災害部会でそこについてがっちりまとまっているかというところもあるから、ちょっとそこも追い込みが必要なのかなと思ってみたりとか、いろいろと。

それから、こうしたヒアリングの結果を見ていると、会長がおっしゃったように、あるところにある種収れんしているようなところがあるので、何となくポイントが見えてきていいのかなと感じました。以上です。

会 長            どうもありがとうございます。  
柴田委員はいかがですか。

柴 田 委 員        宮城県自閉症協会の柴田です。  
前回のモニタリングというか、ヒアリングのときは結構な数、参加させていただいたんですが、今回は参加希望はあったんですが、日程が合わず、参加できず、申し訳ありませんでした。

皆さんのこの資料を見ていると、私もそうですけれども、我が子に障害があると分かると、やはり不安から親は入っていて、ここにも何か所かありましたけれども、どこかに相談したいとか、ちょっと先の先輩の話を聞きたいとか、あとつながりはどこがあるかというのをやはり考えてしまうんですね。それはやはり今のお母さんたちも同じで、親としては通らざるを得ない道というか、通る道なのかなと思って、この資料を読ませていただいていたいました。

ただ、アーチルや相談支援事業者は予約制のため、困っていることを今すぐ相談したいんだけど、そういうところはどこかとか、支援事業所が足りないとか、そういうのはやはり現在も変わっていないんだなと思います。ただ、通らなきゃいけない道ではあるけれども、だからといってそのままじゃなくて、支援とか、そういうところの体制を充実させていってほしいというのが感想です。

それからもう一つ、今日は出ませんでしたけれども、サポーター研修受講学校の児童の言葉がすごく私はいいなと思ったんですけども、心のバリアもあるという話が印象に残ったとか、あとは受講前は障害のある方を見かけても遠ざけていたけ

## 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

れども、これからは何か自分でできることはないかと積極的に気にかけるようになったと、そういうふうにおっしゃってくださっている児童の方もいるので、やはり小さいうちからそういう障害の方と一緒に空間を過ごすということがとても大事なのかなと改めて思いました。

以上、感想でした。

会 長 どうもありがとうございます。

### (6) その他

会 長 次第3のその他というのを私忘れていたんですけども、何かございますか。事務局からは、その他はないですか。大丈夫ですね。では、最後に佐藤副会長、何かありますか。

副 会 長 すみません、ありがとうございます。  
私も先ほどの小学校でインタビューしたときに、先生がたまたま関西から移ってこられた先生で、その格差を感じるみたいなことをちょっと言われたのがちょっと気になって、やはり気持ちがオープン、関西とかあっち側に行くとオープンになっているのもあって、障害に対する認識って割と近くて、一緒にいるということも不自然じゃない感じがあるんだと思うんですが、そういった部分がちょっと壁を感じて、外から見ていると感じるという部分の県民性というのか何というか分からないんですが、そういった部分も含めて啓発活動をしていく必要があるかなというのを感じたところがありました。

会 長 ありがとうございます。県民性みたいなものも関係しているんじゃないかという、そういうご意見もありました。  
それでは、ほかに何かその他ありませんか。  
なければ、これで議事を終了とさせていただきますので、事務局にお返しいたします。

### (7) 閉 会

事 務 局 三浦会長、議事進行ありがとうございました。  
(内藤係長) それでは、最後に事務的な連絡を申し上げます。  
本日の議事録につきましては、事務局にて案を作成の上、委員の皆様にお送りいたします。これに加除修正意見をいただきまして、事務局が修正作業を行い、議事録として確定させていただきます。  
また、本日の議事内容や資料について、追加のご意見、ご質問等がございました

### 令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第3回）

ら、机前にお配りしておりますご意見票にて、期限が短く恐縮ですが、3月25日水曜日17時まで事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。

令和8年度の施策協の開催回数は、先ほどもご説明しましたが、4回前後で、初回は6月25日木曜日の18時半からで調整を進めております。詳細が決まり次第、追って委員の皆様にはご案内をお送りさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第3回仙台市障害者施策推進協議会を終了とさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席、ご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

署名人 鹿野英生

